会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年９月24日

岩手県知事　達　増　拓　也

岩手県規則第69号

会計規則の一部を改正する規則

会計規則（平成４年岩手県規則第21号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（返納金の調定） 第10条　第69条第１項の規定により返納通知票（様式第15号）を発した歳出の返納金で出納閉鎖期日までに戻入を終わらないものがあるときは、歳入徴収担当者は、当該期日の翌日をもって現年度の歳入への組入れの調定をしなければならない。この場合において、当該返納通知票は、第12条第１項に規定する納入通知票とみなす。	（返納金の調定） 第10条　第69条第１項の規定により別に定める様式による返納通知票を発した歳出の返納金で出納閉鎖期日までに戻入を終わらないものがあるときは、歳入徴収担当者は、当該期日の翌日をもって現年度の歳入への組入れの調定をしなければならない。この場合において、当該返納通知票は、第12条第１項に規定する納入通知票とみなす。
（納入の通知及び納期限） 第12条　歳入徴収担当者は、第８条の調定をしたときは、速やかに納入通知票（様式第16号）を作成し、納入義務者に送付しなければならない。	（納入の通知及び納期限） 第12条　歳入徴収担当者は、第８条の調定をしたときは、速やかに別に定める様式による納入通知票を作成し、納入義務者に送付しなければならない。
２・３　［略］	２・３　［略］
（減額調定した場合の取扱い） 第13条　歳入徴収担当者は、第11条の規定により減額の調定をしたときは、その旨を納入義務者に通知するとともに、収納がなされていないときは、納付票（様式第16号）を送付し、収納がなされているときは、当該減少額を第27条の規定により払い戻さなければならない。	（減額調定した場合の取扱い） 第13条　歳入徴収担当者は、第11条の規定により減額の調定をしたときは、その旨を納入義務者に通知するとともに、収納がなされていないときは、別に定める様式による納付票を送付し、収納がなされているときは、当該減少額を第27条の規定により払い戻さなければならない。
（収入金の払込み） 第22条　会計管理者等は、収入金を領収したときは、当日又は翌日に払込票（様式第23号）により指定金融機関等に払い込まなければならない。ただし、領収する収入金が少額であると見込まれる場合であって、あらかじめ出納局長と協議し、その承認を受けたときは、領収の日の翌日から起算して指定金融機関等の５営業日以内に、指定金融機関等に払い込むことができる。	（収入金の払込み） 第22条　会計管理者等は、収入金を領収したときは、当日又は翌日に別に定める様式による払込票により指定金融機関等に払い込まなければならない。ただし、領収する収入金が少額であると見込まれる場合であって、あらかじめ出納局長と協議し、その承認を受けたときは、領収の日の翌日から起算して指定金融機関等の５営業日以内に、指定金融機関等に払い込むことができる。
（証券による納付） 第24条　［略］	（証券による納付） 第24条　［略］
２・３　［略］	２・３　［略］
４　会計管理者等は、第１項各号に掲げる証券を収納したときは、領収票を納入義務者に交付し、当日又は翌日に払込票（様式第23号）により指定金融機関等に払い込まなければならない。	４　会計管理者等は、第１項各号に掲げる証券を収納したときは、領収票を納入義務者に交付し、当日又は翌日に別に定める様式による払込票により指定金融機関等に払い込まなければならない。
５　会計管理者等は、前項の規定により払込みをした証券につ	５　会計管理者等は、前項の規定により払込みをした証券につ

いて、指定金融機関等から支払拒絶のあった旨通知を受け、当該証券の返付を受けたときは、速やかに、その旨及び当該証券を還付する旨を証券還付通知書（様式第24号）により当該証券を納付した納入義務者に通知しなければならない。

６・７　［略］

（収納後の手続）

第26条　会計管理者等は、第134条から第140条まで及び第155条の規定により指定金融機関から、領収済通知票（様式第25号又は様式第26号）、払込領収票（様式第27号）、返納済通知票（様式第28号）若しくは振替収納済通知票（様式第29号）の送付又は指定金融機関等から、領収済通知票若しくは返納済通知票に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の送信を受けたときは、直ちに、収入の整理をし、収納の状況について当該歳入徴収担当者に通知しなければならない。

２　［略］

（返納金納付票の送付）

第72条　支出命令者は、返納人から返納通知票を亡失し、又は損傷した旨の届出を受けたときは、速やかに当該返納通知票に記載していた事項を返納金納付票（様式第15号）に記載し、当該返納人に送付しなければならない。この場合において、納期限を変更してはならない。

（納入義務者からの収納）

第134条　指定金融機関等は、納入義務者から納入通知票等を添えて現金の納入を受けたときは、これを領収し、領収票（様式第16号）を納入義務者に交付するとともに、領収済通知票又は領収済通知票に記載すべき事項を記録した電磁的記録は会計管理者等に送付し、又は送信し、収納票（様式第85号）は領収年月日を記載して当該指定金融機関等において保存しておかなければならない。

２・３　［略］

（戻入金）

第157条　指定金融機関は、返納人又は会計管理者等から返納通知票、返納金納付票又は払込票を添えて現金の納入を受けたときは、領収の上、歳出金に戻入し、返納通知票又は返納金納付票により納入されたものについては返納人には領収票（様式第15号）を、会計管理者等には返納済通知票又は返納済通知票に記載すべき事項を記録した電磁的記録を、払込票

いて、指定金融機関等から支払拒絶のあった旨通知を受け、当該証券の返付を受けたときは、速やかに、その旨及び当該証券を還付する旨を別に定める様式による証券還付通知書により当該証券を納付した納入義務者に通知しなければならない。

６・７　［略］

（収納後の手続）

第26条　会計管理者等は、第134条から第140条まで、第155条又は第157条の規定により、指定金融機関から、別に定める様式による領収済通知票、払込領収票、返納済通知票若しくは振替収納済通知票の送付又は指定金融機関等から、領収済通知票若しくは返納済通知票に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の送信を受けたときは、直ちに、収入の整理をし、収納の状況について当該歳入徴収担当者に通知しなければならない。

２　［略］

（返納金納付票の送付）

第72条　支出命令者は、返納人から返納通知票を亡失し、又は損傷した旨の届出を受けたときは、速やかに当該返納通知票に記載していた事項を別に定める様式による返納金納付票に記載し、当該返納人に送付しなければならない。この場合において、納期限を変更してはならない。

（納入義務者からの収納）

第134条　指定金融機関等は、納入義務者から納入通知票等を添えて現金の納入を受けたときは、これを領収し、別に定める様式による領収票を納入義務者に交付するとともに、領収済通知票又は領収済通知票に記載すべき事項を記録した電磁的記録は会計管理者等に送付し、又は送信し、別に定める様式による収納票は領収年月日を記載して当該指定金融機関等において保存しておかなければならない。

２・３　［略］

（戻入金）

第157条　指定金融機関は、返納人又は会計管理者等から返納通知票、返納金納付票又は払込票を添えて現金の納入を受けたときは、領収の上、歳出金に戻入し、返納通知票又は返納金納付票により納入されたものについては返納人には別に定める様式による領収票を、会計管理者等には返納済通知票又は返納済通知票に記載すべき事項を記録した電磁的記録を、

により納入されたものについては会計管理者等に払込領収票及び返納済通知票を交付し、又は送付し、若しくは送信し、収納票（様式第86号）及び払込票は、領収年月日を記載して当該指定金融機関において保存しておかなければならない。 ２・３　［略］	払込票により納入されたものについては会計管理者等に払込領収票及び返納済通知票を交付し、又は送付し、若しくは送信し、別に定める様式による収納票及び払込票は、領収年月日を記載して当該指定金融機関において保存しておかなければならない。 ２・３　［略］
備考　改正部分は、下線の部分である。	

様式第15号及び様式第16号を次のように改める。

様式第15号及び様式第16号　削除

様式第23号から様式第30号までを次のように改める。

様式第23号から様式第30号まで　削除

様式第85号及び様式第86号を次のように改める。

様式第85号及び様式第86号　削除

附　則

１　この規則は、公布の日から施行する。

２　この規則による改正後の会計規則に規定する別に定める様式は、この規則の施行の日以後に発行し、又は通知する返納通知票等又は通知書について適用し、同日前に発行し、又は通知した返納通知票等又は通知書については、なお従前の例による。